

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                      |
|-------|---|
| 2     | 全国健康保険協会における船員保険の資格適用及び保険給付に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国健康保険協会(以下「当協会」という。)は、船員保険の資格適用及び保険給付関係事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

全国健康保険協会

## 公表日

令和2年4月9日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |
|----------------------|--|
| ①事務の名称               | 船員保険の資格適用及び保険給付に関する事務  |
| ②事務の内容               | <p>当協会は、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき設立された法人であって、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者(以下「加入者」という。)の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的としている。</p> <p>&lt;事務の内容&gt;</p> <p>当協会では、船員保険の業務として、加入者の資格適用及び保険料徴収に係る業務、保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。(※1)</p> <p>当協会の船員保険における加入者は、①船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者(以下「船員保険一般被保険者」という。)及びその被扶養者、②船舶所有者に使用されなくなり資格を喪失するまで2か月以上船員保険一般被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者(以下「疾病任意継続被保険者」という。)及びその被扶養者等であり、いずれも後期高齢者医療制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を原則喪失する。</p> <p>当協会においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、番号法別表第1第4項「船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務」を実施するに当たり、船員保険一般被保険者、疾病任意継続被保険者及びそれらの被扶養者(以下「船員保険加入者」という。)の個人番号を以下に示す範囲で利用するものとする。</p> <p>1. 適用事務(船員保険加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)平成29年1月から、資格を有する船員保険加入者の個人番号を船舶所有者(日本年金機構経由)又は船員保険加入者(本人)から収集し登録する事務</p> <p>(2)疾病任意継続被保険者に係る被扶養者の異動による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2)</p> <p>(3)船舶所有者又は船員保険加入者から個人番号が取得できない場合や本人確認が必要な場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得(※3)</p> <p>(4)(3)において、個人番号を取得できていない加入者の個人番号は、船舶所有者から収集し、個人番号を取得</p> <p>(5)平成29年5月から、情報連携のために船員保険加入者の個人番号及び資格関係情報を医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新(※2)</p> <p>2. 給付事務(船員保険加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)法定給付金の計算に係る個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2)</p> <p>(2)情報連携のために、船員保険加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録(※2)</p> <p>(※1) 船員保険一般被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務については、船員保険法第4条第2項の規定により、厚生労働大臣が行うものとされ、船員保険法第153条第1項の規定により同大臣の委任を受けて日本年金機構が実施している。当協会においては、疾病任意継続被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務と、船員保険加入者の保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。</p> <p>(※2) 船員保険法において、他の医療保険者等と共同して、「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を支払基金に委託することができる旨の規定があり、船員保険加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等との情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、船員保険加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー等及び住民基本台帳ネットワークに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することとしている。そのため、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> <p>(※3) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年6月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイラー一括照会を行う。本人確認の基本4情報は平成29年6月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイラー一括照会を行う。</p> |
| ③対象人数                | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="padding-left: 20px;">3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>   |

| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム |   |
|----------------------------------|---|
| システム1                            |   |
| ①システムの名称                         | 適用等システム   |
| ②システムの機能                         | <p>適用等システムは、(1)適用業務機能、(2)給付業務機能で構成される。</p> <p>(1)適用業務機能<br/>           ・船員保険加入者記録の管理及び船員保険被保険者証の交付等を行う機能。また、疾病任意継続被保険者の申請書の処理等を行う機能。</p> <p>(2)給付業務機能<br/>           以下について、申請により給付を行うための機能。<br/>           ・業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産等<br/>           ・21年12月以前に発生した業務上の事由による疾病、負傷若しくは死亡等<br/>           ・22年1月以降に発生した業務上の事由による疾病、負傷若しくは死亡等に対して、労災の給付水準と改正前の船員保険法に基づく給付水準との差額相当分を支給する「上乗せ給付」や、船員保険特有の「独自給付」</p> <p>※適用等システムは、個人番号管理機能開発に伴い改修を行う既存システムである。</p> |
| ③他のシステムとの接続                      | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 個人番号管理システム ）</p>  |
| システム2～5                          |   |
| システム2                            |   |
| ①システムの名称                         | 個人番号管理システム  |
| ②システムの機能                         | <p>個人番号管理機能<br/>           ・個人番号を管理するとともに、個人番号と既存システムで用いる識別番号(※)との関連付けテーブルの作成及び更新<br/>           ・中間サーバーに情報提供するデータの作成<br/>           ・業務機能から情報照会を行うための管理<br/>           (※)「識別番号」は、既存システムで加入者を特定するための一意の番号で、被保険者証記号・番号及び被扶養者番号である。</p>  |
| ③他のシステムとの接続                      | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 中間サーバー等、適用等システム、年金機構システム ）</p>  |

| システム3       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 中間サーバー等  |
| ②システムの機能    | <p>中間サーバー等は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバー等は、支払基金及び国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>(i)中間サーバー等への登録<br/>新規加入者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号含む)を中間サーバー等に登録する。</p> <p>(ii)オンライン資格確認等システムへの登録<br/>中間サーバー等へ登録された資格情報(個人番号は含まない)をオンライン資格確認等システムに登録する。<br/>※ 令和2年度中に開始予定</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i)機関別符号取得<br/>他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。</p> <p>(ii)情報照会<br/>情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</p> <p>(iii)情報提供<br/>情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>(iv)情報提供等記録生成<br/>情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i)個人番号取得<br/>基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。</p> <p>(ii)基本4情報取得<br/>個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [     ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [     ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[     ] 宛名システム等    [     ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 個人番号管理システム、オンライン資格確認等システム )</p>  |
| システム4       |  |
| システム6~10    |  |
| システム11~15   |  |
| システム16~20   |  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 船保特定個人情報ファイル                      |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 1. 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番4<br>2. 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第4条<br>3. 住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番73  |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                           | (照会)<br>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番5、6<br>・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第5条、第6条<br><br>(提供)<br>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番1、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、87、93、97、106、107、109、120<br>・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第3条、第4条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第54条<br><br>(委託の根拠)<br>・船員保険法 第153条の10 第1項及び第2項 |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 当協会本部船員保険部船員保険企画グループ   |
| ②所属長の役職名                          | 船員保険企画グループ長  |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
|                                   |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 船保特定個人情報ファイル   |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 当協会の船員保険加入者で、個人番号を有する者。   |
| その必要性          | 当協会において、船員保険加入者の資格管理や情報連携を行う際に必要であるため。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、基本4情報:対象者を正確に特定するために記録するもの。</li> <li>・その他識別情報(内部番号):既存システムの識別番号を個人番号と紐づけ、資格や給付に関する情報管理をするために記録するもの。</li> <li>・連絡先:対象者に、通知及び照会を行うために記録するもの。</li> <li>・地方税関係情報、医療保険関係情報:資格や給付に関する情報管理、保険給付の受給要件を確認するために記録するもの。</li> </ul>  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成28年10月  |
| ⑥事務担当部署        | 当協会本部システム部及び船員保険部   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |  |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )                   |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ③使用目的 ※         | I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて都道府県民税又は市区町村民税の情報を個人番号管理情報ファイルから検索・参照する。  |  |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 船員保険部(船員保険企画グループを除く)   |
|                 | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>  |
| ⑤使用方法           | I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付け、必要な情報を個人番号管理情報ファイルから検索・参照する。  |  |
|                 | 情報の突合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号が記載された帳票の受付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けされた既存システムの識別番号により適用等システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な船員保険加入者の確認や業務データの審査・内容確認を行う。</li> <li>・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムでほかの情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で該当船員保険加入者の申請情報と突合する。</li> </ul> |
| ⑥使用開始日          | 平成28年10月1日   |  |



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |   |  |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 5 ) 件   |  |
| 委託事項1                | 個人番号管理システム導入、保守・点検、障害調査等  |  |
| ①委託内容                | 個人番号管理システムの導入・設定作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等の作業の委託   |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 株式会社文祥堂   |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※   | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法   | 原則として受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。<br>ただし、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及びその他運営管理の方法等の詳細を書面で示した上、再委託先との契約に当たっては、受託者と同等の義務(秘密保持等)を負わせている等、事前に当協会が再委託先の安全管理措置を確認し、承認をした場合は、この限りではない。 |
|                      | ⑥再委託事項  | 個人番号管理システムの導入・設定作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等  |
| 委託事項2～5              |   |  |
| 委託事項2                | 適用等システムの改修、保守・点検、障害調査等  |  |
| ①委託内容                | 適用等システムの改修作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等の作業の委託   |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | NECネクサソリューションズ株式会社  |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※   | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法   | 原則として受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。<br>ただし、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及びその他運営管理の方法等の詳細を書面で示した上、再委託先との契約に当たっては、受託者と同等の義務(秘密保持等)を負わせている等、事前に当協会が再委託先の安全管理措置を確認し、承認をした場合は、この限りではない。 |
|                      | ⑥再委託事項  | 適用等システムの改修作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等  |

|                   |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|-------------|
| <b>委託事項3</b>      |  | 中間サーバー等における資格履歴管理事務  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ①委託内容             |  | 個人番号を利用した船員保険加入者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理、オンライン資格確認等システムへの資格情報登録<br>※ オンライン資格確認等システムへの登録は、令和2年度中に開始予定  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ②委託先における取扱者数      |  | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| <選択肢>             |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ③委託先名             |  | 支払基金   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 再委託               | ④再委託の有無 ※  | <input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>   | <選択肢> |  | 1) 再委託する | 2) 再委託しない     |                |                 |                   |             |
|                   | <選択肢>  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
|                   | 1) 再委託する   | 2) 再委託しない  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑤再委託の許諾方法         | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑥再委託事項            | 中間サーバー等の運用・保守業務  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| <b>委託事項4</b>      |  | 中間サーバー等における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ①委託内容             |  | 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得管理  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ②委託先における取扱者数      |  | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| <選択肢>             |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ③委託先名             |  | 支払基金   |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| 再委託               | ④再委託の有無 ※  | <input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>   | <選択肢> |  | 1) 再委託する | 2) 再委託しない     |                |                 |                   |             |
|                   | <選択肢>  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
|                   | 1) 再委託する   | 2) 再委託しない  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑤再委託の許諾方法         | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |
| ⑥再委託事項            | 中間サーバー等の運用・保守業務  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |             |

|                  |           |   |
|------------------|-----------|---|
| <b>委託事項5</b>     |           | 中間サーバー等における本人確認事務   |
| ①委託内容            |           | 地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号及び本人確認情報の取得  |
| ②委託先における取扱者数     |           | [ 10人以上50人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ③委託先名            |           | 支払基金  |
| 再委託              | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                  | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当該協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) |
|                  | ⑥再委託事項    | 中間サーバー等の運用・保守業務   |
| <b>委託事項6～10</b>  |           |   |
| <b>委託事項11～15</b> |           |   |
| <b>委託事項16～20</b> |           |   |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 番号法第19条第7号 別表第2に定める各情報照会者 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照。)   |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号 別表第2の各項 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)   |
| ②提供先における用途                   | 番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)   |
| ③提供する情報                      | 番号法第19条第7号 別表第2に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 当協会の船員保険加入者で、個人番号を有する者。   |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 医療保険関係情報に追加変更等があった都度、及び他機関から情報提供要求があった都度  |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>移転先1</b>            |   |
| ①法令上の根拠                |   |
| ②移転先における用途             |   |
| ③移転する情報                |   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数      | [ ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲     |   |
| ⑥移転方法                  | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度                 |   |
| <b>移転先2～5</b>          |   |
| <b>移転先6～10</b>         |   |
| <b>移転先11～15</b>        |   |
| <b>移転先16～20</b>        |   |
| <b>6. 特定個人情報の保管・消去</b> |   |
| 保管場所 ※                 | <p>特定個人情報ファイルはデータセンター内のサーバーに保管・管理、申請(届)書など帳票類及び特定個人情報ファイルが収録された電子記録媒体は保管庫等に保管・管理し、個人番号管理システム及び適用等システムに接続していない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管しないよう規制している。</p> <p>当協会事務室 : IDカードによるセキュリティドアによる立入りの制限、<br/>職員等の入退室の記録管理<br/>サーバー室 : IDカードによるセキュリティドアによる立入りの制限、<br/>担当職員の入退室や操作ログを記録管理<br/>保管庫 : 管理者による施錠管理</p> <p>中間サーバー等<br/>① 中間サーバー等を運営する取りまとめ機関においては、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損等を防ぐため、次のような措置をとることとしている。<br/>・取りまとめ機関所有のサーバー環境(オンプレミス環境)の場合、セキュリティを確保したサーバー室に設置し、許可された者のみが入退室できる管理対象区域にて設置する。<br/>・クラウド環境に設置する場合、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件等を満たすクラウド事業者を選定するものとする。<br/>② 特定個人情報は、運用支援環境(情報提供サーバー)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> |
| <b>7. 備考</b>           |   |
| なし                     |   |

## 別紙1「特定個人情報の提供先一覧」(1/2)

| 提供先※ |                | ①法令上の根拠            | ②提供先における用途   | ③提供する情報   |
|------|----------------|--------------------|--|---|
| 1    | 厚生労働大臣         | 番号法第19条第7号別表第2第1項  | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| 2    | 健康保険組合         | 番号法第19条第7号別表第2第3項  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 3    | 厚生労働大臣         | 番号法第19条第7号別表第2第4項  | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 4    | 都道府県知事         | 番号法第19条第7号別表第2第9項  | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                      |
| 5    | 市町村長           | 番号法第19条第7号別表第2第12項 | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                   |
| 6    | 都道府県知事         | 番号法第19条第7号別表第2第15項 | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                        | 児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                     |
| 7    | 市町村長           | 番号法第19条第7号別表第2第17項 | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| 8    | 都道府県知事         | 番号法第19条第7号別表第2第22項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                  |
| 9    | 都道府県知事等        | 番号法第19条第7号別表第2第26項 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 10   | 市町村長           | 番号法第19条第7号別表第2第27項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 11   | 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号法第19条第7号別表第2第33項 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 12   | 厚生労働大臣又は共済組合等  | 番号法第19条第7号別表第2第35項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                | 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| 13   | 国家公務員共済組合      | 番号法第19条第7号別表第2第39項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 14   | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法第19条第7号別表第2第42項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 15   | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法第19条第7号別表第2第43項 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                          | 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による保険の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                   |
| 16   | 厚生労働大臣         | 番号法第19条第7号別表第2第47項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの          | 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの   |
| 17   | 地方公務員共済組合      | 番号法第19条第7号別表第2第58項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |

## 別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (2/2)

| 提供先※ |                     | ①法令上の根拠              | ②提供先における用途   | ③提供する情報  |
|------|---------------------|----------------------|--|--|
| 18   | 市町村長                | 番号法第19条第7号別表第2 第62項  | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                              | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの   |
| 19   | 厚生労働大臣              | 番号法第19条第7号別表第2 第78項  | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                            |
| 20   | 後期高齢者医療広域連合         | 番号法第19条第7号別表第2 第80項  | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの     | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの   |
| 21   | 都道府県知事等             | 番号法第19条第7号別表第2 第87項  | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの   |
| 22   | 市町村長                | 番号法第19条第7号別表第2 第93項  | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの   |
| 23   | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 番号法第19条第7号別表第2 第97項  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 24   | 独立行政法人日本学生支援機構      | 番号法第19条第7号別表第2 第106項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの                    | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                               |
| 25   | 厚生労働大臣              | 番号法第19条第7号別表第2 第107項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの     | 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| 26   | 都道府県知事又は市町村長        | 番号法第19条第7号別表第2 第109項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの     |
| 27   | 都道府県知事              | 番号法第19条第7号別表第2 第120項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの              | 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                  |

※当協会は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報ネットワークシステムを通じた情報紹介・情報提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当協会であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【船保特定個人情報ファイル】

|                              |  |                          |  |
|------------------------------|--|--------------------------|--|
| <b>&lt;加入者情報項目&gt;</b>       |  | <b>&lt;出産手当金情報項目&gt;</b> |  |
| 被保険者証記号・番号                   |  | 出産日                      |  |
| 被扶養者番号                       |  | 出産のため休んだ期間(自)            |  |
| 基礎年金番号                       |  | 出産のため休んだ期間(至)            |  |
| 被保険者枝番                       |  | 出産のため休んだ日数               |  |
| 個人番号                         |  | 支給額                      |  |
| 氏名                           |  | 支給日                      |  |
| 氏名かな                         |  | 修正日時                     |  |
| 生年月日                         |  | <b>&lt;傷病手当金情報項目&gt;</b> |  |
| 性別                           |  | 療養のため休んだ期間(自)            |  |
| 住所                           |  | 療養のため休んだ期間(至)            |  |
| 保険者番号                        |  | 療養のため休んだ日数               |  |
| 資格取得日                        |  | 支給開始日                    |  |
| 資格喪失日                        |  | 支給額                      |  |
| 受給者区分                        |  | 支給日                      |  |
| <b>&lt;照会状況項目&gt;</b>        |  | 支給期間(自)                  |  |
| 依頼元ユーザID                     |  | 支給期間(至)                  |  |
| 照会受付日時                       |  | 修正日時                     |  |
| 被保険者枝番                       |  | <b>&lt;葬祭料情報項目&gt;</b>   |  |
| 受付番号                         |  | 死亡日                      |  |
| レコード識別番号                     |  | 支給額                      |  |
| 特定個人情報の項目レコード                |  | 支給日                      |  |
| 所得情報                         |  | 修正日時                     |  |
| <b>&lt;高額介護合算療養費情報項目&gt;</b> |  | <b>&lt;家族葬祭料情報項目&gt;</b> |  |
| 納付年度                         |  | 被保険者との続柄                 |  |
| 自己負担額計算対象日自                  |  | 死亡日                      |  |
| 自己負担額計算対象日至                  |  | 支給額                      |  |
| 自己負担額合計                      |  | 支給日                      |  |
| 自己負担額高齢者分再掲                  |  | 修正日時                     |  |
| 所得区分                         |  | <b>&lt;休業手当金情報項目&gt;</b> |  |
| 資格取得日                        |  | 負傷又は発病日                  |  |
| 資格喪失日                        |  | 療養の期間(自)                 |  |
| 修正日時                         |  | 療養の期間(至)                 |  |
| <b>&lt;出産育児一時金情報項目&gt;</b>   |  | 診療実日数                    |  |
| 出産日                          |  | 療養のため労働できなかった期間(自)       |  |
| 出産児数                         |  | 療養のため労働できなかった期間(至)       |  |
| 死産児数                         |  | 療養のため労働できなかった日数          |  |
| 支給額                          |  | 支給額                      |  |
| 支給日                          |  | 支給日                      |  |
| 修正日時                         |  | 修正日時                     |  |
| <b>&lt;家族出産育児一時金情報項目&gt;</b> |  |                          |  |
| 出産日                          |  |                          |  |
| 出産児数                         |  |                          |  |
| 死産児数                         |  |                          |  |
| 支給額                          |  |                          |  |
| 支給日                          |  |                          |  |
| 修正日時                         |  |                          |  |

被保険者証記号・番号及び被扶養者番号は、加入者を特定するために当協会で発番した一意の番号である。

【情報提供等記録項目】

|           |
|-----------|
| 処理番号      |
| 処理番号の枝番   |
| 事務名称      |
| 事務手続名称    |
| 情報照会者部署名称 |
| 情報提供者部署名称 |
| 提供の求めの日時  |
| 提供の日時     |
| 特定個人情報名称  |
| 不開示コード    |
| 過誤事由コード   |
| 被保険者枝番    |

【本人確認項目】

|               |
|---------------|
| その他条件 履歴情報    |
| その他条件 削除者     |
| その他条件 異動事由    |
| 主たる照会条件       |
| 事務区分(住基法)     |
| 事務区分(番号利用法)   |
| 住所            |
| 住所(大字以降)      |
| 住民区分          |
| 個人番号          |
| 利用事由          |
| 変更状況          |
| 市町村コード        |
| 市町村名          |
| 性別            |
| 情報表示          |
| 氏名            |
| 氏名かな          |
| 照会対象期間終了 年月日  |
| 照会対象期間開始 年月日  |
| 照会対象期間(照会基準日) |
| 生存状況          |
| 生年月日          |
| 異動事由          |
| 異動年月日         |
| 異動有無          |
| 要求レコード番号      |

※中間サーバー等内の「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、適用等システムで扱う特定個人情報ファイルの副本であることから、一体のものとして評価を行っている。



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

船保特定個人情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

|              |  |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認を行い、本人確認後の船員保険加入者の個人番号の提供を受けるため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】</p> <p>〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については個人番号管理システムに情報登録を行わず、速やかに削除する。</li> <li>・当協会の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> </ul> <p>〈中間サーバー等における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバー等が照会要求や結果送信を制御している。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(電子記録媒体による入手)】</p> <p>〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については個人番号システムに情報登録を行わない。</li> <li>・当協会の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> </ul> <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構が70歳未満の一般被保険者の個人番号を地方公共団体情報システム機構から入手する場合、基本4情報で一意に一致する情報のみ地方公共団体情報システム機構から入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> <li>・日本年金機構は、資格関係情報及び特定個人情報が記載された届出書を審査・処理のうえ、その届出書をPDF化し、当協会は専用回線で当該画像データを取得するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> </ul> <p>【船舶所有者から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未取得者解消の取り組みにおいて、個人番号の提供を求めるリストは、システムにより作成し未取得者のみを記載するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> </ul> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや記入の手引き等で、個人番号の記載が可能な申請書の種類、様式、記載説明及び個人番号による情報照会が可能な申請を明示、周知し、不必要な個人番号を記載・提出させないようにする。</li> <li>・個人番号の記載が必要ない帳票に誤って個人番号が記載されている帳票が提出された場合は返戻する。</li> </ul> <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】</p> <p>〈中間サーバー等における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要のない機構保存本人確認情報の入手を防止している。</li> </ul> |
|--------------|--|

|   |   |
|---|---|
|   | <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <p>＜取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体により情報を入手する場合には、あらかじめ定められたフォーマットで情報のやりとりが行われることにより、必要のない情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構は、資格関係情報及び特定個人情報に記載された届書を審査・処理のうえ、その届書をPDF化し、当協会は専用回線で当該画像データを取得するため、届書に記載された情報以外の情報入手が行われることはない。</li> <li>・日本年金機構から電子記録媒体により情報を入手する場合には、あらかじめ定められたフォーマットで情報のやりとりが行われることにより、必要のない情報の入手を防止している。</li> <li>・日本年金機構から専用回線通信により情報を入手する場合は、あらかじめ定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要のない情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>【船舶所有者から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決められたリストに基づき、個人番号関係事務実施者である船舶所有者が番号法に基づき、船員保険の事務に必要な範囲で未収録者の情報を協会に提出するため、不適切な方法で入手が行われることはない。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者が特定個人情報を記載したリストを紙媒体にて提出する場合は、同封の返信用封筒を使い、特定記録郵便にて協会の私書箱に送付する。</li> <li>・特定個人情報の入手における帳票の取扱いや確認・判断の誤り、システム及び中間サーバー等の利用・操作の誤り等によるリスクを防ぐため、必要な法令・省令、業務フロー、システム及び中間サーバー等の利用・操作方法などの教育・訓練を適宜実施する。</li> </ul> |   |
| <p><b>3. 特定個人情報の使用</b></p>  |   |
| <p>リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p>  |   |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、個人番号管理システム及び適用等システムを介してのみアクセス可能とし、個人番号管理システム及び適用等システム以外からは直接アクセスできない仕組みであるため、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われることはない。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| <p>リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p>  |   |
| ユーザ認証の管理  | <p>[ 行っている ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法  | <p>＜適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのシステム利用者にユーザーID、パスワードを発行してログイン認証を行う。</li> <li>・共有のユーザーIDは使用しないこととする。</li> <li>・パスワードは定期的に変更することをルール化する。</li> <li>・アクセス権限が付与された担当者以外は個人番号を取り扱えないようシステム的に制御する。</li> <li>・アクセス権限を付与する担当者は最小限に限定する。</li> </ul> <p>＜中間サーバー等における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバー等で制御している。</li> </ul> <p>＜取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー等を利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限（アクセス権限）の有無を決定して、ユーザID、パスワードと合わせて管理簿に記載、管理する。</li> <li>・共用のユーザIDの使用を禁止する。</li> <li>・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</li> <li>・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。</li> </ul>                           |
| その他の措置の内容   | なし  |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                      |  | [ ] 委託しない  |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク                    |  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定               | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務(契約期間終了後も有効であること)</li> <li>・委託先へ調査、監査等の実施に関すること</li> <li>・再委託の制限</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。</li> <li>・個人情報(特定個人情報を含む)の取扱いに関する規程を定めること及び、違反した管理者及び従業員に対する処分に関する規定を設けその内容を周知すること。</li> <li>・従業員に対する監督・教育。</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と体制の整備。</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。</li> <li>・違反した場合の契約解除に関する事項。</li> <li>・損害賠償責任に関する事項。</li> </ul>  |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保               | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法                                    | <p>再委託契約に次の事項を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監督のもと再委託先において安全管理措置が講じられていることを確認する。再委託先が更に委託する場合においても同様に取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)</li> <li>・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・委託先への監査、立入り調査</li> <li>・データや書類の配送、授受、保管・管理方法</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等</li> </ul> |  |
| その他の措置の内容                                 | なし   |  |
| リスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |
|   |  |  |



| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)  |  |
|--|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;適用等システムのソフトウェアにおける措置&gt;<br/> ・適用等システムにおける個人番号の登録機能及び加入者情報照会をする画面機能は、中間サーバーへ接続できないようにする。</p> <p>&lt;運用における措置&gt;<br/> ・中間サーバー等に接続する端末(統合専用端末、個人番号管理システム専用端末、シンクライアント端末)を用いた情報提供・照会の操作は、適切な権限を保有する当協会職員のみが実施するものとする。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。<br/> &lt;中間サーバー等における措置&gt;<br/> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/> ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとしている。</p> <p>(※)番号法別表第2に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。</p> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。<br/> &lt;中間サーバー等における措置&gt;<br/> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー等にも格納して、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/> ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとしている。</p>   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。<br/> &lt;中間サーバー等における措置&gt;<br/> ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとしている。<br/> ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等にて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br/> ③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。<br/> ④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。<br/> ⑤中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。</p> |  |

<統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

①情報授受に用いる電子記録媒体の取扱い

- ・リライトできる電子記録媒体は使用しない。
- ・使用の都度、システム管理者に申し出て、システム管理者は管理簿等に使用目的、使用日時、廃棄日時、使用者名等を記録、管理する。
- ・保存をする必要がある電子記録媒体は、媒体管理簿に保存期間を記載して、施錠できる保管庫等に保管し、保存期間が経過したものは廃棄する。
- ・保存する必要がない使用済みの電子記録媒体は廃棄する。

②統合専用端末の取扱い

- ・中間サーバー等以外には接続せず、当協会内部及び外部を問わず他のネットワークと分離する。
- ・中間サーバー等に係る業務の使用に限定し、他の業務に兼用できないよう分離する。
- ・オペレーティングシステム等のパッチを随時適用し、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新する。
- ・使用后、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て削除する。
- ・統合専用端末の使用状況を記録し、システム管理者が定期的に又は必要なタイミングでチェックし、不必要な電子記録媒体へのコピーを監視する。
- ・統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が統合専用端末を使用できないようシステムの的に制御する。

③個人番号管理システム専用端末

- ・情報授受に用いる電子記録媒体が使用ができる専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用できないようシステムの的に制御する。
- ・個人番号管理システム以外には接続せず、インターネット等外部のネットワークと分離する。
- ・個人番号管理システムに係る業務の使用に限定し、他の業務に兼用できないよう分離する。
- ・オペレーティングシステム等のパッチを随時適用し、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新する。
- ・統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   |              |  |
| 再発防止策の内容                               |              |  |
| その他の措置の内容                              | なし           |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(リスクに対する措置)

政府統一基準を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた対策を講じている。

(問題となる事案が発生した場合)

特定個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、当協会の情報セキュリティ規程に基づき行動し、その事実を知った職員は、情報セキュリティ管理者に早急にその状況を報告する。

情報セキュリティ管理者は、その情報を情報セキュリティ統括管理者及び情報システムセキュリティ管理者に報告し、情報システムセキュリティ管理者は、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び情報セキュリティインシデントからの復旧に係る指示等を行う。

また、情報セキュリティ統括管理者は、関係機関との情報共有を行うとともに、再発防止策を講じる。

<ルールによる運用上の措置>

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載用紙のシュレッダーによる廃棄の実施
- ・入手した電子記録媒体のパスワード設定及び媒体管理簿への記載並びに施錠可能な保管庫等における保管の徹底
- ・使用済みメディア専用シュレッダーによる廃棄の実施
- ・溶解処分業者による保存満了分文書廃棄の実施
- ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施

| 8. 監査  |   |
|--|---|
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法   | <p>当協会の個人情報管理規程、特定個人情報管理規定及び情報セキュリティ規程に基づき、職員に対し個人情報の管理・保護及び情報セキュリティ対策に関する研修を義務付けており、新規職員採用時に研修を行うとともに定期的な個人情報管理・保護及び情報セキュリティ対策に係る研修を実施している。また、個人情報に係る情報漏えい事例について、イントラネットの掲示板を利用した情報提供を行い、同一事案の再発防止に役立てている。</p> <p>加えて、個人情報管理についての内規に係る監査を行い、特に個人情報漏えいリスクの高い不適切な管理があった場合には、船員保険部以外にも注意喚起を行っている。</p> |
| 10. その他のリスク対策  |   |
| <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;個人番号管理システムにおける措置&gt;<br/>個人番号管理システムを遠隔監視し、障害の予兆を発見及び発生した場合に、個人番号管理システムが自動的にインターネット回線を經由して保守事業者のサポートセンターへ障害の詳細情報を通知し、障害の早期発見及び障害箇所の特定を迅速に行う。<br/>なお、遠隔監視に利用する通知情報は、ハードウェアの障害に関する情報のみであり、特定個人情報は取り扱わない。通信経路の情報は、「電子政府推奨リスト」に準拠した暗号化を行う。<br/>また、遠隔監視用に設置するルーター(※1)は、保守事業者のサポートセンターとの通信だけが許可される仕組み(ACL※2)となっている。そのため、外部からの通信は全て拒否される。</p> <p>※1 ルーター:異なるネットワーク間を中継(相互接続)する通信機器<br/>※2 ACL :アクセス制御リスト</p> |   |



## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| ①請求先                     | 当協会理事長  |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。<br>・開示要領様式1 保有個人情報開示請求書<br>・開示要領様式8 保有個人情報訂正請求書<br>・開示要領様式11 保有個人情報利用停止請求書 |
| ③法令による特別の手続              | なし  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | なし  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| ①連絡先                     | 当協会本部総務部人材育成グループ  |
| ②対応方法                    | ・個人情報管理規程を当協会ホームページに掲載する。<br>・問合せがあった場合、問合せ内容及び経過を記録する。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せは、理事長へ報告の上、対応を決定する。                    |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 平成30年4月27日  |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目               | 変更前の記載                              | 変更後の記載                                     | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                 |
|-----------|------------------|-------------------------------------|--|------|---|
| 平成29年9月7日 | I 基本情報           | 29年4月以降に情報連携のための情報を中間サーバーに登録        | 29年5月に情報連携のための情報を中間サーバーに登録                 | 事後   | 時点修正のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成29年9月7日 | I 基本情報           | 旧条文の号数                              | 関係条文の改正に伴い、条文の号数を修正                        | 事後   | 号数変更のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成29年9月7日 | I 基本情報           | 日本年金機構は政令で定められた日以降に情報連携を行う予定        | 法施行に伴い削除                                   | 事後   | 時点修正のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成29年9月7日 | I 基本情報           | 個人番号管理システムは、これから新規に開発する予定           | 開発に伴い削除                                    | 事後   | 時点修正のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成29年9月7日 | I 基本情報           | 評価実施機関における担当部署                      | 船員保険部の担当部署を記載                              | 事後   | 担当部署修正のため重要な変更にはあたらない                     |
| 平成29年9月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 調達前であったため記載なし                       | 委託先決定に伴い、委託先名の記載                           | 事後   | 時点修正のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成29年9月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 船員保険届書等データ交換システム接続専用端末の保守委託         | 委託契約終了に伴い削除                                | 事後   | 契約終了による修正のため重要な変更にはあたらない                  |
| 平成29年9月7日 | III リスク対策        | 記載なし                                | 日本年金機構との専用回線接続に係るリスク対策を記載                  | 事前   | 重要な変更なため                                  |
| 平成29年9月7日 | III リスク対策        | 規程の改正や教育を実施予定                       | 規程の改正、研修の実施に伴い削除                           | 事後   | 時点修正のため重要な変更にはあたらない                       |
| 平成30年5月8日 | I 基本情報           | 記載なし                                | 個人番号未取得者の個人番号は船舶所有者から収集することを記載             | 事前   | 重要な変更であるため                                |
| 平成30年5月8日 | I 基本情報           | 評価実施機関における担当部署の所属長 遠藤正三郎            | 評価実施機関における担当部署の所属長 外川善夫                    | 事後   | 所属長修正のため重要な変更にはあたらない                      |
| 平成30年5月8日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 記載なし                                | 個人番号を電子媒体で収集した場合のリスク対策を記載                  | 事前   | 重要な変更であるため                                |
| 平成30年5月8日 | III リスク対策        | 日本年金機構との専用回線による画像データからの個人番号の入手は行わない | 個人番号を日本年金機構との専用回線による画像データから収集する場合のリスク対策を記載 | 事後   | 本人又は本人の代理人から入手する場合の措置と同様であるため重要な変更にはあたらない |

|            |                 |                         |                                      |    |  |
|------------|-----------------|-------------------------|--------------------------------------|----|--|
| 平成30年5月8日  | Ⅲ リスク対策         | 記載なし                    | 個人番号未取得者の個人番号を船舶所有者から収集する場合のリスク対策を記載 | 事前 | 重要な変更であるため                               |
| 平成30年5月8日  | Ⅲ リスク対策         | 記載なし                    | 個人番号を電子媒体で収集した場合のリスク対策を記載            | 事前 | 重要な変更であるため                               |
| 平成30年8月24日 | Ⅳ その他のリスク対策     | 記載なし                    | <個人番号管理システムにおける措置>を記載                | 事前 | 障害発生時のリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和2年4月9日   | I 基本情報          | 評価実施機関における担当部署の所属長 外川善夫 | 評価実施機関における担当部署の所属長 船員保険企画グループ長       | 事後 | 担当部所属長の記載項目の変更のため                        |
| 令和2年4月9日   | I 基本情報          | 記載なし                    | システムの機能におけるオンライン資格確認等システムへの登録を記載     | 事前 | 医療保険者全体での制度改正による修正のため、重要な変更には当たらない。      |
| 令和2年4月9日   | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 | 記載なし                    | 委託内容におけるオンライン資格確認等システムへの資格情報登録を記載    | 事前 | 医療保険者全体での制度改正による修正のため、重要な変更には当たらない。      |
|            |                 |                         |                                      |    |  |